

随意契約理由書

件名	神戸市会本会議等中継における手話通訳業務
契約の相手方	特定非営利活動法人神戸ろうあ協会
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>神戸市会本会議等中継における手話通訳業務のためには、長期間となる定例会等の開催日時に合わせて確実に手話通訳者が派遣されることが必要であり、手話通訳者の確保が大前提である。特定非営利活動法人神戸ろうあ協会は、手話通訳者の組織的な派遣事業を行っている市内唯一の団体であり、同団体以外に手話通訳者を確保し、組織的・安定的に派遣できる団体はない。</p>	
担当部署 (問合せ先)	市会事務局総務課 (電話番号322-5853 内線7111)